

北海道開発局優良工事等表彰事務取扱要領

平成17年4月26日北開局工管第8-1号

最終改正 平成31年4月 3日北開局工管第295号

(目的)

第1条 北海道開発局が所管する工事及び業務（以下「工事等」という。）に関し、優良な受注者及び技術者を表彰することにより、工事等に係る技術の向上及び北海道開発事業の推進に資することを目的とする。

(表彰者)

第2条 北海道開発局長（以下「局長」という。）は、工事等に関し特に優秀であって、他の模範として推奨するに値すると認める場合は、次条第1項に規定する優良工事等選考委員会の報告を踏まえ、当該受注者及び技術者を表彰するものとする。

2 本局各部長及び各開発建設部長は、工事等に関し優秀であって、他の模範として推奨するに値すると局長が認めた受注者及び技術者について、第4条第2項の通知に基づき表彰するものとする。

(優良工事等選考委員会)

第3条 本局に優良工事等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 第7条で推薦があった工事等については、選考委員会において審査するものとする。

3 選考委員会は、第6項に規定する優良工事等選考委員会幹事会の検討・整理の報告を基に審査を行い、その結果を局長に報告するものとする。

4 委員長は、事業振興部長をもって充てる。

5 委員は、開発監理部長、建設部長、港湾空港部長、農業水産部長、営繕部長及び事業振興部調整官並びに委員長が特に指名した者とする。

6 選考委員会に優良工事等選考委員会幹事会を置くことができる。

(表彰者の決定及び通知)

第4条 局長は、前条第3項の規定に基づく報告を踏まえ、表彰対象者及び第2条に掲げる表彰者のうち当該表彰対象者を表彰する者を決定するものとする。

2 局長は、前項の結果について、当該表彰者に通知するものとする。

(選考の基準)

第5条 選考の対象とする工事等は、前年度に完成したものに限るものとする。

2 優良工事等の選考に当たっては、次に掲げる事項のほか、当該受注者が請負った他の工事等における工事成績評定又は委託業務成績評定（以下「工事成績評定等」という。）を考慮して行うものとする。

一 工事成績評定等が特に優秀な者

二 困難な条件を克服して工事等を完遂し、優秀な成果を上げた者

三 工事等に関し創意工夫に努め、技術の向上に顕著な成果を上げた者

四 工事等における安全確保の取組が優れており、他の模範として、推奨すべき顕著な成果を上げた者

五 工事等に関し環境対策に努め、他の模範として、推奨すべき顕著な成果を上げた者

六 前各号に掲げるもののほか、工事等の完成に顕著な成果を上げた者

3 優良な技術者は、優良な工事等として表彰することとした工事等に携わった技術者

の中から、選考するものとする。

(優良工事等選考委員会幹事会)

第6条 優良工事等選考委員会幹事会は、選考委員会の委員長の命により、推薦があった工事等について検討・整理し、選考委員会に報告するものとする。

2 幹事長は、事業振興部調整官をもって充てる。

3 幹事は、工事管理課長、技術管理課長、河川工事課長、道路建設課長、港湾建設課長、空港・防災課長、農業設計課長、水産課長及び技術・評価課長並びに幹事長が特に指名した者とする。

(推薦)

第7条 局長に対する優良工事等の受注者及び技術者の推薦は、本局にあつては事業振興部長、開発建設部にあつては開発建設部長が、次条第1項に規定する優良工事等推薦委員会の報告を踏まえて行うものとする。

(優良工事等推薦委員会)

第8条 本局及び開発建設部(以下「開発建設部等」という。)に、優良工事等推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を設置する。

2 推薦委員会は、局長に推薦する受注者及び技術者の選考を行い、その結果を事業振興部長又は開発建設部長に報告するものとする。

3 委員長及び委員は、別に定めるものとする。

(表彰の実施)

第9条 優良工事等受注者及び技術者の表彰は、毎年度1回行うものとする。

(庶務)

第10条 この要領に関する庶務は、別に定める場合を除き、事業振興部工事管理課が当たるものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業振興部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この通達は、平成17年4月26日から施行する。

2 北海道開発局優良工事等表彰事務取扱要領(昭和56年2月25日付け北開局工第44号)は、廃止する。

附 則〔平成21年4月23日北開局工管第19-1号〕

この通達は、平成21年4月23日から施行する。

附 則〔平成25年4月5日北開局工管第2-1号〕

この通達は、平成25年4月5日から施行する。

附 則〔平成29年4月1日北開局工管第14号〕

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年4月3日北開局工管第295号〕

この通達は、平成31年4月3日から施行する。

北海道開発局優良工事等表彰事務取扱要領の運用

平成17年4月26日北開局工管第 9-1号
最終改正 令和2年6月29日北開局工管第92号

1 第1条（目的）関係

- (1) 「北海道開発局が所管する工事」には、受託工事及び附帯工事を含むものとする。
- (2) 「受注者」には、共同企業体及び設計共同体（以下「共同企業体等」という。）を含むものとする。
- (3) 「技術者」は、工事の場合は主任技術者及び監理技術者、業務の場合は主任技術者又は管理技術者を対象とする。

2 第2条（表彰者）関係

- (1) 受注者が共同企業体等である場合は、その構成員に対して、それぞれ表彰するものとする。
- (2) 受注者が共同企業体等である場合の技術者の表彰については、その構成員に所属する1(3)の技術者に対して、それぞれ表彰するものとする。
- (3) 受注者及び技術者とも、連年の表彰を妨げない。

3 第5条（選考の基準）関係

(1) 第2項本則関係

- ア 優良工事等として選考する工事は、前年度に完成したものの7.5パーセント程度とする。
- イ 上記アから局長表彰として選考する工事は、前年度に完成したものの2パーセント程度とする。
- ウ 優良工事等として選考する業務は、前年度に完了したものの5パーセント程度とする。
- エ 上記ウから局長表彰として選考する業務は、前年度に完了したものの1.5パーセント程度とする。

(2) 第2項第1号関係

「工事成績評定等が特に優秀な者」とは、当該工事等において、工事成績評定点又は業務評定の総合評定点（「工事成績評定点等」という。）が78点以上であり、工事成績評定点等に反映されない事項も加味したうえで、特に優秀と評価しうる者をいう。

なお、測量、地質調査等の専門性の高い業種区分にも配慮すること。

(3) 第2項第2号関係

「困難な条件を克服して工事等を完遂し、優秀な成果を上げた者」とは、当該工事等において、工事成績評定点等が75点以上であり、かつ、次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 工事については別表1、業務については別表2に掲げる事例に該当する工事等を実施した者

イ 災害等の緊急復旧のため優秀な工事等を実施した者

(4) 第2項第3号関係

「工事等に関し創意工夫に努め、技術の向上に顕著な成果を上げた者」とは、当該工事等において、工事成績評定点等が75点以上であり、かつ、工事に関してはア、業務に関してはイに該当する者をいう。

ア 施工技術、施工機械、施工方法等の開発又は改良により、工事目的物の品質の向上、コストダウン、工期短縮等汎用性のある業績が認められる者

イ 調査設計業務等で新たな手法・アイデアの提案等を行いその内容が優秀と認められる者

(5) 第2項第4号関係

「工事等における安全確保の取組が優れており、他の模範として、推奨すべき顕著な成果を上げた者」とは、当該工事等において、工事成績評定点等が75点以上であり、かつ、工事成績評定の考査基準のうち「安全対策」の項目の評価が特に高いなど、安全対策について特に創意工夫が認められる者をいう。

(6) 第2項第5号関係

「工事等に関し環境対策に努め、他の模範として推奨すべき顕著な成果を上げた者」とは、当該工事等において、工事成績評定点等が75点以上であり、かつ、工事成績評定の考査基準のうち、環境に関する「創意工夫」等の項目の評価が特に高いなど、環境対策について特に創意工夫が認められる者をいう。

(7) 第2項第6号関係

「前各号に掲げるもののほか、工事完成又は業務完了に顕著な成果を上げた者」についても、工事成績評定点等が75点以上であることを要する。また、当該工事等において、週休2日確保促進に向けた取組を実施し、工事成績評定の考査基準のうち、休日確保に関する「工程管理」等の項目の評価が特に高いなど、工程管理や労働環境の整備等について特に創意工夫が認められる者も含める。

(8) 第2項関係

ア 次に掲げる事項の一に該当する施工業者（共同企業体の構成員を含む。）は、表彰対象者とはしないものとする。

(ア) 局長が表彰者を決定する日以前の当該年度及び前年度において、当局の他の工事等で、65点未満の工事成績評定点を受けた者又は60点未満の業務評定の総合評定点を受けた者

(イ) 前年度の表彰者の公表日から局長が表彰者を決定する日までの間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号。以下「措置要領」という。）の規定により指名停止の措置を受けた者（ただし、措置要領別表第1に該当する指名停止の措置を受けた者は、当該措置の原因となった工事等を発注する開発建設部等以外において、開発建設部長等が表彰する場合を除く。）

(ロ) その他表彰するにふさわしくない事由があると認められる者

イ 局長が表彰者を決定した日の翌日から、表彰者の公表を行う日までの間において、当該業者が措置要領の規定により指名停止の措置を受けた場合は、決定を

取り消すものとする。ただし、措置要領別表第1に該当する指名停止の措置を受けたときは、当該措置の原因となった工事等を発注する開発建設部等以外において、開発建設部長等が表彰する場合を除く。

ウ 局長表彰において、工事については、類似工事（同一部門）等における受注者の重複した選考は、原則として、行わないものとする。また、業務については、技術者も同一である受注者の重複又は受注者の極端な重複（3件以上）した選考は、原則として、行わないものとする。

エ 前年度に完成又は完了した工事等において、契約日から局長が表彰者を決定する日までの間において、措置要領の規定により指名停止又は口頭若しくは文書による嚴重注意の措置を受けた工事等は表彰対象とはしないものとする。

(9) 第3項関係

ア 優良な技術者として表彰する技術者は、局長又は本局各部長及び各開発建設部長が表彰する優良な工事等に携わった者を選考するものとする。ただし、表彰するにふさわしくない事由があると認められる者については、除くものとする。

イ 局長が表彰者を決定した日の翌日から、表彰者の公表を行う日までの間において、優良な技術者として表彰する技術者が優良工事等の表彰をする受注者に在籍していないことが明らかとなった場合は、優良な技術者として表彰することの決定を取り消すものとする。

4 第7条（推薦）関係

(1) 優良工事等の受注者

ア 優良工事等の受注者を推薦する工事は、当該開発建設部等において前年度に完成したものの7.5パーセント程度とする。

イ 上記アから局長表彰として推薦する工事は、当該開発建設部等において前年度に完成したものの2パーセント程度とする。

ウ 優良工事等の受注者を推薦する業務は、当該開発建設部等において前年度に完了したものの5パーセント程度とする。

エ 上記ウから局長表彰として推薦する業務は、当該開発建設部等において前年度に完了したものの1.5パーセント程度とする。

オ 推薦に当たっては、局長が表彰するものと、局長以外の者が表彰するものとを明確に区分すること。

(2) 優良工事等の技術者

優良工事等の技術者として推薦する対象者は、優良工事等の受注者として推薦するもの同一の工事等に携わった者であり、かつ、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間当該受注者に在籍しており、推薦時点においても当該受注者に在籍している者とする。

ただし、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間及び推薦時点において、当該受注者から当該受注者以外に在籍出向している者は推薦の対象外とする。

(3) 推薦に当たっては、原則として、受注者の重複は認めない。

(4) 推薦に当たっては、予算決算及び会計令第86条の規定による低入札価格調査

制度の対象となり、調査基準価格を下回る金額で契約した工事等については認めない。

(5) 3(8)アに該当しないこと。

(6) 推薦の依頼は、本局（営繕部を除く。）にあつては関係課長及び本局営繕部にあつては技術・評価課長並びに開発建設部にあつては次長（総務担当）へ工事管理課長が行うものとする。

5 第8条（優良工事等推薦委員会）関係

推薦委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

(1) 本局

ア 本局各部（営繕部を除く）関連

ア 委員長 工事管理課長

イ 委員 会計課長、関係課長（工事又は業務について推薦のある課の長）

ウ 推薦委員会の庶務は、工事管理課において行うものとする。

イ 営繕部関連

ア 委員長 技術・評価課長

イ 委員 営繕計画課長、営繕管理課長、営繕調整課長、営繕整備課長、保全指導・監督室長、営繕品質調査官、設備技術対策官、官庁施設管理官

ウ 推薦委員会の庶務は、技術・評価課において行うものとする。

(2) 開発建設部

ア 委員長 次長（総務担当）

イ 委員 各次長（総務担当を除く。札幌開発建設部にあつては、事業調整官を含む。）、技術管理官、工事検査官、契約課長（札幌開発建設部にあつては契約企画課長及び契約業務課長）及び関係課長

ウ 推薦委員会の庶務は、契約課（札幌開発建設部にあつては契約企画課及び契約業務課）において行うものとする。

附 則

1 この通達は、平成17年4月26日から施行する。

2 北海道開発局優良工事施工業者等表彰事務取扱要領の運用について（平成13年1月12日付け北開局工管第184号）は廃止する。

附 則

この通達は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この通達は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この通達は、平成25年4月 5日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月 8日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この通達は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この通達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成31年4月 3日から施行する。

附 則

この通達は、令和 2年6月29日から施行する。

別表1

区 分	困 難 な 条 件 (工 事 の 事 例)
工種条件	<ul style="list-style-type: none">トンネル、高架橋梁、ダム等技術的に施工が極めて困難なもの補修系の工事など小規模であっても施工難易度の高いもの
自然的条件	<ul style="list-style-type: none">地形、地質、土質、気象等（急峻地、地すべり地、湿地、湧水地、多雨地、酷寒地、水上、水中等）の、自然的条件から施工が困難なもの
社会的条件	<ul style="list-style-type: none">人家密集、交通量、地下埋設物、用地制約等から施工が困難なもの騒音、振動、交通工法等から作業方法、作業時間等の制約を受け、施工が困難なもの

別表2

区 分	困 難 な 条 件 (業 務 の 事 例)
自然的条件	<ul style="list-style-type: none">地形、地質、土質、気象等（急峻地、地すべり地、湿地、湧水地、多雨地、酷寒地、水上、水中等）の、自然的条件から実施が困難なもの
社会的条件	<ul style="list-style-type: none">人家密集、交通量等から実施が困難なもの